

公立大学法人大阪における
会計監査人候補者の選定に関する企画提案の募集について

令和7年8月1日

公立大学法人大阪理事長

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

1 募集の趣旨

公立大学法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定により、同法第34条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人の監査を受けることが義務付けられている。また、法第36条の規定により、当該会計監査人は設立団体の長（大阪府知事、大阪市長）が選任することになっている。

当法人は平成31年4月に公立大学法人大阪府立大学、及び公立大学法人大阪市立大学が法人統合することで設立し、令和4年4月に大阪公立大学を開学したことで、大阪府立大学、大阪市立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校を含めた1法人3大学1高専の体制となった。そして、令和7年4月からは第2期中期目標期間を開始している。

そこで、経済性に優れていることのみならず、専門的知識や豊富な実務経験を活かした効果的な監査業務の実施を見込める会計監査人候補者を、公募型プロポーザルにより募集するものである。

2 内容

- | | |
|---------|---|
| （1）業務名称 | 公立大学法人大阪における会計監査人業務 |
| （2）業務内容 | 詳細は別紙「仕様書」のとおり |
| （3）履行期間 | 契約締結した日から選任の日以後最初に終了する事業年度（令和7事業年度）の財務諸表の法第34条第1項の規定に基づく設置団体の承認の日まで |

※会計監査人の選任と契約の締結

本業務については、設立団体の長である大阪府知事及び大阪市長に会計監査人候補者の選定結果を報告後、大阪府知事及び大阪市長が法第36条に基づき、報告された候補者の中から会計監査人を選任する。大阪府知事及び大阪市長は公立大学法人大阪及

び選任事業者に対し選任した旨の通知を行い、選任された会計監査人は公立大学法人大阪と監査契約を締結する。

当該監査契約については、提出書類に基づき、具体的な業務内容を協議の上、速やかに締結する（令和7年10月を予定）。

※会計監査人の任期

法第38条の規定に基づき、選任の日以後最初に終了する事業年度（令和7事業年度）の財務諸表についての法第34条第1項の規定に基づく設置団体の承認の日までとする。ただし、法第39条の規定による解任、その他交代すべき特段の事情のないかぎり、令和8事業年度から令和12事業年度についても再任する方針とする。

3 契約上限額（これを超える提案及び契約はできない。）

152,460,000円（令和7事業年度から令和12事業年度の総額、消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、契約は単年度ごとに締結するものとする。

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本法人は契約金額以外の費用を負担しない。

4 参加資格要件

プロポーザル参加申請書を提出した日から会計監査人候補者決定日までの間、次に掲げる要件全てを満たし、その資格を認められた者は、本プロポーザルに参加することができる。

（1）次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。
- (6) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (7) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しないこと。
- (8) 令和4年度以降に、附属病院を有する国公立大学法人の会計監査人としての契約を締結し、履行を完了した実績があること。
- (9) 法第37条に定める資格を有する公認会計士又は監査法人(以下「監査法人等」という。)であり、公認会計士法その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。
- (10) 大阪府の区域内に事業所を有する者であること。
- (11) 本業務従事者が公認会計士法第30条及び第31条による懲戒処分を直近3年間で受けたことがないこと。

5 参加申込書の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加申込書（様式1－1）
- ②契約実績調書（様式1－2）
- ③契約実績調書（様式1－2）の内容を証明する契約書等の写し
- ④公認会計士の資格に関する誓約書（様式1－3）
- ⑤公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入要綱第5条に基づく誓約書

（様式1－4）

(2) 受付期間 公告の日から令和7年8月22日（金）の午後5時まで

※受付期間を過ぎた参加申込書は無効とする。

(3) 提出方法 電子メールにてデータを提出すること。

※クラウドストレージ等セキュリティに配慮した手段で提出すること。

※提出先メールアドレス【gr-keya-anken[at]omu.ac.jp】

[at]を@に置き換えること。

※メールタイトルには、「【〇〇】の参加申込書類」と明記すること。

（【〇〇】内には、案件名称を入力すること。）

※本文には、①提案者（企業名、住所、電話番号）②担当者（氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス）を明記すること。

※電子メールの送信後、18（1）に記載の電話番号に連絡をすること。

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分を除く。））

※参加申請書等の差し替えは認めない（ただし、本法人が補正等を求める場合を除く。）。なお、本法人が必要と認める場合は、説明・追加書類の提出を求めることがある。

※参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
辞退した場合は、それを撤回し本募集に再度参加することはできない。

6 応募資格の審査及び通知

- (1) 応募書類により応募資格を審査し、その結果を令和7年8月29日（金）付で参加申込書に記載の担当者宛に書面により通知する。

- (2) 応募資格を認めなかった申込者には、その理由を付して通知する。

7 応募資格を認められなかった申込者に対する理由の説明

- (1) 応募資格を認められなかった申込者は、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和7年9月2日(火)午後5時までに書面を提出しなければならない
- (3) 提出先については、18(1)に同じ
- (4) 説明を求められたときは、令和7年9月4日(木)付で書面にて回答する

8 募集要項についての質問

- (1) 受付期間 公告の日から令和7年8月7日(木)午後5時まで
- (2) 受付先 18(1)に同じ
- (3) 質問方法 公告に添付掲載している「公告資料に対する質問書」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。
- ※提出先メールアドレス【 gr-keya-anken[at]omu.ac.jp 】
- [at]を@に置き換えること。
- ※メールタイトルには、「【〇〇】に関する質問」と明記すること。
- (【〇〇】内には、案件名称を入力すること。)
- ※電子メールの送信後、18(1)に記載の電話番号に連絡をすること。
- (土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(午後0時10分から午後0時55分を除く。))
- ※データ形式は変更しないこと。
- (4) 回答日 令和7年8月19日(火)
- (5) 回答方法 ホームページの本案件の記事に掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

9 仕様書等その他資料についての質問

- (1) 受付期間 公告の日から令和7年8月22日(金)午後5時まで
- (2) 受付先 18(1)に同じ

- (3) 質問方法 公告に添付掲載している「公告資料に対する質問書」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても受付期間を過ぎた質問については受け付けない。
- ※提出先メールアドレス 【 gr-keya-anken[at]omu.ac.jp 】
[at]を@に置き換えること。
- ※メールタイトルには、「【〇〇】に関する質問」と明記すること。
（【〇〇】内には、案件名称を入力すること。）
- ※電子メールの送信後、18（1）に記載の電話番号に連絡をすること。
（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分を除く。））
- ※データ形式は変更しないこと。
- (4) 回答日 令和7年8月29日（金）
- (5) 回答方法 ホームページの本案件の記事に掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

10 企画提案書の提出

(1) 提出資料

- | | |
|---------------|---------------------|
| ①企画提案書（様式2） | 正本1部、副本6部及び正本副本のデータ |
| ②応募金額提案書（様式3） | 正本1部、副本6部及び正本副本のデータ |
- ※様式2および3に関し、法人名等については正本のみ記載すること。副本に提案者名や提案者が推測できる記載がある場合は、記載部分を黒塗りするなどして提案者がわからないようにすること。
- | | |
|---|-----|
| ③会社概要等（参考資料） | 7部 |
| ④直近の決算（事業）報告書の写し | 7部 |
| ⑤印鑑登録証明書（原本、提出日から3ヶ月以内に発行されたもの） | 1部 |
| ⑥登記簿謄本（原本、提出日から3ヶ月以内に発行されたもの）及び定款（ともに法人の場合に限る。） | 1部 |
| ⑦納税証明書（原本） | 各1部 |
- ・大阪府の府税事務所及び大阪市の市税事務所等が発行する府税及び市税（全項目）の納税証明書
 - ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

⑧障害者雇用状況報告書の写等

1 部

a 常用労働者の総数が50人以上の事業所の場合

公共職業安定所に提出した『障害者雇用状況報告書』（令和7年6月1日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し

※電子申請により提出された場合は、申請書のプリントアウトしたものを提出すること。

b 常用労働者の総数が50人未満の事業所の場合

障害者雇用状況調書（様式4）

1 部

- (2) 受付期間 参加資格審査の通知日から令和7年9月8日（月）までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分を除く。）

※受付期限を過ぎた提出書類は無効とする。

- (3) 受付場所 18（1）に同じ

- (4) 提出方法 提出資料は、受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。

なお、提出資料①②のデータについては、電子メールで連絡の上、クラウドストレージ等を介した提出も可とする。クラウドストレージ等を介して提出する場合も、紙媒体（正本1部、副本6部）は別途持参又は郵送にて提出すること。

※提出先メールアドレス 【gr-keya-anken[at]omu.ac.jp】

[at]を@に置き換えること。

※メールタイトルには、「【〇〇】の企画提案書のデータ」と明記すること。（【〇〇】内には、案件名称を入力すること。）

※本文には、①提案者（企業名、住所、電話番号）②担当者（氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス）を明記すること。

※電子メールの送信後、18（1）に記載の電話番号に連絡をすること。

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分を除く。））

(5) その他

- ①企画提案書の提出後、企画提案依頼内容等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない
- ②企画提案書及び価格提案書の提出期限後の差替は認めない。(ただし、本法人が補正等を求める場合を除く。) また、本法人が必要と認める場合は、説明・追加書類の提出を求めることがある。
- ③提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

1 1 企画提案会 (プレゼンテーション)

- (1) 実施日時 令和7年9月24日(水)を予定
- (2) 実施場所 公立大学法人大阪 法人本部を予定

1 2 会計監査人候補者の選定について

- (1) 本企画提案の審査については、会計監査人候補者選定委員会(以下「委員会」という)にて行う。
- (2) 委員は、委員会で設定した審査基準に沿って企画提案書等の審査を行い、最も優れた提案者を会計監査人候補者として委員会で決定する
- (3) ア 総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
イ 最高点の者が複数の場合は、提案金額が低いほうを採用する。
- (4) 審査は、総合的に公平かつ客観的に審査を行う。詳細については、別紙「公立大学法人大阪における会計監査人候補者の選定に関する公募型プロポーザル審査基準兼配点表」のとおり

1 3 会計監査人候補者選定結果の通知

- (1) 通知日時 令和7年9月下旬予定
- (2) 通知方法 選考結果は応募者全員に対して、参加申込書に記載の担当者宛に書面で通知する。
- (3) 結果の公表 選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表する。
 - ①会計監査人候補者の商号又は氏名及び評価点・提案金額
 - ②全提案事業者の商号又は氏名

③ 全提案事業者の評価点

- * 選定結果に関する情報はホームページによって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、②と③との対応関係を明らかにしないこととし、②は申込順に、③は評価点の得点順にそれぞれ公表する。
- * 応募が2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については①、②を公表し、③は公表しないこととする。

1 4 契約条項を示す場所

ホームページに掲載

1 5 契約手続きについて

- (1) 会計監査人候補者に決定された者と本法人との間で、契約上限額を上限とし、再度調整を行った上で協議が整った場合に契約を締結する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。
- (2) 会計監査人候補者から本見積書を徴取し、契約を締結する。なお、当該見積書の見積額は、契約上限額を超えないものとする。
- (3) 契約交渉の相手方が、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは、契約を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、受託者が当該契約の履行期間中に公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは、この契約の解除を行う。
- (5) 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合に、受託者が、本法人が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

1 6 契約保証金について

公立大学法人大阪契約事務取扱規程第24条第1項の規定に該当する場合は免除

1 7 その他

- (1) 企画提案書及び応募金額提案書については、1者につき1提案に限る。
- (2) 企画提案書の作成及びプレゼンテーション、その他手続きに係る一切の経費は、

提案者の負担とする。

- (3) 本法人に提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、選定をおこなう作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 提案者は、提案後、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

18 担当課

(1) 契約担当課

公立大学法人大阪 本部事務機構財務部 契約課

〒599-8531 大阪府堺市中区学園町1-1

TEL : 072-254-9136 FAX : 072-247-6951

(2) 主管課

公立大学法人大阪 本部事務機構財務部 財務会計課

〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85 3階

TEL : 06-6967-1844 FAX : 06-6967-1842